

保医発0930第3号
平成28年9月30日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の
留意事項等について（通知）」の一部改正について

標記については、「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）」（平成9年4月17日付け保険発第57号）により取り扱っているところであるが、今般、その一部を下記のとおり改正し、本年10月1日以降の施術分から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるようご配慮願いたい。

記

別紙の第3の6を次のとおり改める。

- 6 同一の建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。）に居住する複数の患者を同一日に施術した場合の往療料は、別々に算定できないこと。ただし、やむを得ない理由があつて、同一の建築物に複数回赴いて施術した場合はこの限りではないこと。

○「柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項」新旧対照表

新	旧
<p>別紙 柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項</p> <p>第1 通則（略）</p> <p>第2 初検料及び初検時相談支援料（略）</p> <p>第3 往療料 1～5 （略）</p> <p>6 <u>同一の建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。）に居住する複数の患者を同一日に施術した場合の往療料は、別々に算定できないこと。ただし、やむを得ない理由があつて、同一の建築物に複数回赴いて施術した場合はこの限りではないこと。</u></p> <p>7～10 （略）</p> <p>第4 再検料（略）</p> <p>第5 その他の施術料（略）</p> <p>第6 施術録について（略）</p> <p>第7 一部負担金（略）</p>	<p>別紙 柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項</p> <p>第1 通則（略）</p> <p>第2 初検料及び初検時相談支援料（略）</p> <p>第3 往療料 1～5 （略）</p> <p>6 <u>同一家屋内の2人目以降の患者を施術した場合の往療料は、別々に算定できないこと。</u></p> <p>7～10 （略）</p> <p>第4 再検料（略）</p> <p>第5 その他の施術料（略）</p> <p>第6 施術録について（略）</p> <p>第7 一部負担金（略）</p>